



労組周辺動向 No.102

2020年12月11日現在

1. 法・政策

(1) 厚生労働省が年末年始も自治体に失業者らの支援を要請

新型コロナウイルスの影響で仕事や住まいを失う人が増えるおそれがあるとして厚生労働省は年末年始の期間中、臨時の窓口を開くなど全国の自治体に支援体制を確保するよう通知した。

具体的には、地域の実情に応じて年末年始の期間中、福祉事務所などで臨時の窓口を開くことや電話での相談体制の確保、それに仕事を失うなどして生活に不安がある人には事前の相談を呼びかけ、支援が途切れることのないようにしてほしいとしている。

(2) 厚労省のコロナ電話相談が12月1日から多言語に

厚生労働省は、新型コロナウイルスに関する相談や疑問を受け付ける同省の電話相談窓口について、12月1日から多言語で対応すると発表した。英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語の七つ。相談者とオペレーターに加えて、外国語が話せるオペレーターとの3者で通話する。

電話番号は従来の日本語の窓口と同じで、0120・565653（フリーダイヤル）。土日祝日を含めて毎日受け付けるが、時間帯は言語により異なる。英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語が午前9時～午後9時▽タイ語が午前9時～午後6時▽ベトナム語が午前10時～午後7時。

(3) 育「成長戦略実行計画」首相官邸

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/ap2020.pdf>

(4) 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)」

「新型コロナウイルス感染者が発生しても原則的には臨時休業しない」という方針に転換。
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

(5) 俳優・アニメーターにも労災保険 厚労省、加入業種を拡大へ」

雇われて働く人が対象の国の労災保険に、事故などに遭う可能性がある個人事業主が特別

加入できる制度について、厚生労働省は、俳優などの芸能関係業・アニメーター・柔道整復師の3業種を追加する方針を固めた。来年度から実施する見通し。

特別加入は任意で、業種ごとに作られる特別加入団体に申し込んで保険料を払えば、労災時に保険給付を受けられるようになる。特別加入は現在、個人タクシーの運転手や土木作業員、漁師などが対象で、2017年度末時点で187万人が加入している。

(6) 新たな経済対策に73.6兆円

菅総理大臣は、政府与党政策懇談会で、財政支出が40兆円程度、事業規模が総額73兆6,000億円程度になることを明らかにした。

麻生副総理兼財務大臣は記者会見で、「官主導ではおのずと限界があり、民需主導の好循環へと切り替えなくてはならない」と述べた。

2. 法違反・闘い

(1) 特定技能残業代未払いで是正勧告—飲食店の運営会社に労基署

外国人の就労を拡大するため新設された「特定技能」の在留資格を取得し、飲食店で働いていた20代の台湾人男性に対し違法な残業代の未払いがあったとして、藤沢労働基準監督署が飲食店の運営会社に是正勧告していた。

(2) 労働審判口外禁止は「違法」と長崎地方裁判所が判決

長崎県大村市の男性の雇い止めを巡る労働審判に盛り込まれた口外禁止条項に関し、長崎地裁が違法と判断していたことが分かった。審判内容に精神的苦痛を受けたとする男性が国に慰謝料を求め、地裁が判決で指摘した。

(3) 「労組事務所明け渡し要求は不当」と大阪府労働委員会が枚方市に命令

大阪府枚方市が市職員労働組合に対し、市施設にある事務所の退去を求めたことについて、府労働委員会は不当労働行為と認め、今後、同様の行為を繰り返さないとの誓約文を交付するよう市に命令した。

枚方市は大阪維新の会所属の伏見隆市長が就任した2015年以降、市職労が機関紙に載せた当時の安倍政権などを批判する記事について「職員の勤務条件に関係ない」と問題視。市職労が事務所を置く市職員会館の目的外使用だとして2018年12月に退去を求めていた。

(4) 基本給は月6万円：ベトナム人技能実習生に対する不当労働行為に京都府労働委員会が救済命令

ベトナム人技能実習生に対する不当労働行為があったとして、京都府労働委員会は縫製加工会社に救済命令を出した。

ベトナム人技能実習生の女性は2017年から京都府福知山市の縫製加工会社で働き、基本給は月6万円、1日約5時間の残業の時給は400円だった。女性が労働組合に加入した後は違法な賃金水準は改まったものの、会社は団体交渉を拒否し、女性に組合からの脱退を迫った。京都府労働委員会はこれらが不当労働行為にあたりと認定し、会社に対して、同じ行為

(5) 9カ月間賃金未払い—有料老人ホーム運営団体を書類送検

佐賀市の有料老人ホームなどを運営する団体とその理事が職員4人に対し、給料あわせて約546万円を支払わなかったとして、最低賃金法違反の疑いで書類送検された。

佐賀労働基準監督署によると、この理事は職員4人に対しおとし8月から去年4月までの間に約8カ月から9カ月分の給料を全く支払わなかったとして、最低賃金法違反の疑いがもたれている。

この団体は借入金の返済のために賃金の支払いよりも事業の継続を優先させていたということで、未払いの賃金は合わせて約546万円にのぼるとされる。

3. 情勢・統計

(1) 自治体の公務員：非正規頼りが常態化

「一定の収入がある」「リストラされない」など一般的に「安定」のイメージが根強い公務員。なかでも地方公務員は高校生に「なりたい職業」を聞いたアンケートでも堂々の1位になるほどだ。

だが、そこにはイメージとはかけ離れた実態がある。

自治体で働く公務員は正規職員の数が減り続け、非正規職員に頼る形が常態化し、いまでは職員の3割近くを占めている。

専門家は「一般職員の正規職員の賃金は年収ベースで640万円ぐらい。非正規の年収水準は170万円ぐらい。年収水準にこれほど格差があるというのはちょっと異常」と話す。

(例)

吹田市で非常勤として働く学童保育の指導員。160人以上の児童を見守る5人の指導員と7人の補助員は全て非正規雇用。

50代の指導員は「子供がけがしたりとか、体調不良だったらどういう対応をしようというのと、虐待事例の疑われるケースがあれば、関係機関と情報共有するということもある。非正規のこういう身分で、ここまでの仕事をしないといけないのかっていう疑問は常にある」と訴える。

吹田市は、現場で対応しきれない場合、正規職員が加わるとしているが、実際に問題が発生

した場合、即座に対応が求められるのは現場の非正規職員だという。

(2) スウェーデン体操、ジュニア選手の「性別カテゴリー」選択自由に

スウェーデン体操連盟 (SGF) は、10代のジュニア選手が練習や大会に臨む際にどの性別で参加するかは本人の判断に委ねる方針を示した。またトランスジェンダーの10代選手も、ジュニアレベル (13歳から18歳、種目ごとに異なる) まで、自由にカテゴリーを選択できるという。

連盟は夏に「性自認と性別の表現の問題に関して深い議論」を行った結果、今回の決断に至ったと説明し、「具体的にいえば、法律上の性別、性自認もしくは性別の表現に関係なく、練習や大会では自分で選択したグループに参加することを歓迎するものである」と発表した。

トランスジェンダーの若者は多くの競技で疎外感を覚えており、サッカーやスケートなど他の競技団体も、より「包括的」な新たなガイドラインを適用する準備に入っているとされている。

(3) コロナ危機で世界的に賃金低迷、薄給労働者や女性直撃＝ILO

国際労働機関 (ILO) は、2020年の1-6月に多くの国で月額賃金が低下したか停滞し、薄給労働者や女性への悪影響が最も大きかった明らかにした。

ILOは報告書で、新型コロナウイルスの危機によって「近い将来、賃金に大きな下押し圧力がかかる」と指摘した。

賃金は、データを集計した3分の2の国で前年同期よりも減ったか、伸びが鈍化した。残りの3分の1の国で見られた賃金の伸びは、主に低賃金労働者が失業したことによって平均賃金が押し上げられたことによるものだ。

欧州の28カ国においては、新型コロナウイルス対策の一環で導入された一時帰休制度などの政府支援がなければ、女性の賃金は第2・四半期に8.1%減っていた。比べて男性は5.4%の減少だった。

管理職や専門職よりも、高い技術を必要としない職に就く人の方が多くの労働時間を失った。

ILOのライダー事務局長は「新型コロナ危機によって生まれた不平等の拡大は、貧困と社会・経済不安という悲惨な状況を残す可能性がある」と警告した。

"Global Wage Report 2020-2021: wages and minimum wages in the time of COVID-19"
ILO

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---dcomm/---publ/documents/publication/wcms_762534.pdf

(4) 女子選手の産休制度を承認：FIFA が新規定

国際サッカー連盟（FIFA）は4日に開いた理事会で、女子選手が妊娠や出産によって不利益を被らないための労働条件の最低基準を承認した。新規定では最低14週間は報酬の3分の2を受け取れる制度が設けられた。

所属クラブは産休明けの選手をチームに復帰させ、医療面のサポートなどを提供することが義務づけられる。登録期間外であっても産休を取得した選手の復帰や、一時的に代替りの選手を登録することが認められる。選手が希望すれば、妊娠中に所属クラブで別の職種で働けるようにする指針も盛り込まれた。

"FIFA Council passes landmark reforms for

<https://youtu.be/gbz0atYNkME>